

郵政民営化委員会（第149回）議事録

日 時：平成28年3月9日（水） 9：30～9：55

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：増田委員長、米澤委員長代理、老川委員、清原委員
金融庁 西田監督局審議官、中島総務企画局参事官、
渡部郵便貯金・保険監督総括参事官
総務省 武田郵政行政部長、菱沼郵政行政部貯金保険課長

○増田委員長

ただ今から郵政民営化委員会第149回を開催します。

本日は、委員5名中4名の出席を頂いておりますので、定足数を満たしております。

お手元の議事次第に従い議事を進めてまいります。昨日、3月8日でありますが、限度額規制に関する郵政民営化法施行令の改正について、総務省及び金融庁から当委員会に意見の求めがありましたので、両省庁から説明を頂きまして、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、説明の方をよろしく願いいたします。

○武田郵政行政部長

それでは、説明させていただきます。

本件は、本委員会で昨年12月25日に所見をまとめていただきまして、その所見を踏まえまして、金融庁、総務省共同でゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の限度額規制に係る政令改正案の作業を進めさせていただきました。その後、1月26日から2月24日まで意見募集を行いました。その結果を踏まえての今回の郵政民営化法施行令の改正案でございます。

お手元の資料は、政令改正につきましては資料149-1-2でございます。意見募集の結果につきましては資料149-1-3でございますが、まず政令改正案につきまして、総務省の担当課長、菱沼から説明させていただきます。

○菱沼貯金保険課長

お手元の資料の1ページ目をおめくりいただければと思います。

政令案の概要ですが、所見を踏まえまして、郵便貯金銀行、ゆうちょ銀行ですが、ここが預金者等から受入れをすることができる金額、それから、郵便保険会社、かんぽ生命保険ですが、ここが引受けを行うことができる保険金額、それから、民営化前の旧契約につきまして、郵便貯金・簡易生命保険管理機構が復活、復活と言いますのは、保険料の払込みがなく、一度失効した契約は1年以内であれば払込みを再開することができるわけですが、その復活の申込み

を承諾することができる保険金額、これも郵政民営化法に規定されておりますので、ここの金額を定めるものです。

まず、預入限度額につきましては、1,000万円から1,300万円に引き上げることです。次に、保険金額につきましては、かんぽ生命保険が引受けを行うことができる保険金額、それから、機構が復活等の申込みの承諾を行うことができる金額の算定に当たりまして、いわゆる通計制度、加入4年経過したらプラスで入れるというところにつきまして、現行の300万円から1,000万円に引き上げることです。

次のページはその理由等ですが、所見を踏まえまして、まず貯金の方の理由ですが、定期性貯金を利用している人々も存在するので、通常貯金だけというよりは全般にということです。それから、民営化後初の緩和である、年金振込等の度に超過する、高齢化が進む利用者の貯蓄機会の確保といったことから、まずは300万円程度ということでございます。

次に保険ですが、こちらは1,000万円の基本契約の限度額を増加させるのではなくて、通計を生かして、一部の既契約を対象とする、それによりリスク量の増加を抑制することが可能となります。引上げ幅は、300万円と1,000万円の間に抑制するという意見もあるかもしれませんが、それは、リスク管理の観点から特段の合理性があるわけではありませぬし、通計を前提とするということ、限定的な規制緩和であり、商品開発面でも様々な制約を課しているということに鑑みまして、当面の対応として1,000万円ということになります。

次のページは、これは勘案事情ということにして、保険の場合は通計であり、基本契約そのものではありませんので、この勘案事情が求められていませんが、貯金の方は基本となる額そのものを1,300万円にしますので、民営化法上、勘案事情がありまして、これを考慮するということです。

競争関係とゆうちょ銀行の経営状況その他の事情ということにして、競争関係はこの資料にあります。まず、超過が問題になるケースは一時的な資金の受け皿としての機能に関するものでして、残高が一方向的に増加するとは考え難い。それから、無利子の振替貯金から有利子の通常貯金ということになると、これはゆうちょ銀行内の資金の移動ですので、貯金残高の増加をもたらさないであろう。資金シフトについては懸念の域を出ない。今日、超低金利下ですので、その中ではこういった議論は説得力を感じ難い。貯金残高への影響は基本的に限定的と考えるとしつつ、緩和後の状況につきましては、郵政民営化委員会に定期的に報告させるということ整理しております。

次のページはゆうちょ銀行の経営状況その他の勘案すべき事情ということにして、まず、投資のための一時的な受け皿としての機能の強化が見込まれる。これは資金の利ざや偏重からの脱却、手数料ビジネスの強化といった中期経営

計画の方向性に向けて大きな意味がある。利用者の利便性という意味では、年金振込、退職、相続、保険等といった資金のために、金融機関が少ない地域の、過疎地の高齢者に多大な不便をもたらしているので、こちらの緩和の必要性があろう。国営時代からかなりの長い期間変更していないということがありまして、預金者に不便を強いている現状を改善し、ニーズに応えられるようにする観点から議論するという事で整理しております。

参考資料以下ですが、6ページを御覧いただければと思います。これは貯金の限度額の管理の仕組みですが、左の郵便貯金銀行の預入額というのを、政令で定める1,000万円から民営化前のものを引くという形で、新・旧、民営化の前と後で、合計で1,000万円という仕組みですが、例えば民営化前、500万円の枠を使っていたら、あと500万円ということでした、今度は1,300万円になりますので、あと800万円預けられるという仕組みになるものです。

次の7ページ目、保険の仕組みです。保険の方も、まず左上の方ですが、郵便保険会社、かんぽ生命保険の加入できる額というのが、基本契約の1,000万円から民営化前の旧契約を引いたものということで、旧契約に500万円入っていたら、あと500万円入れるということですが、それぞれこの四角囲みの下に、保険金額の算定方法を政令に委任ということがあり、この中で通計を規定しています。これはこの金額の中で、これまでですと300万円を4年たったら控除する、これからは1,000万円を控除するという仕組みを、この左上と右上のところで、政令で規定します。これによりまして、トータル、これまで1,000万円プラス300万円であったのが、1,000万円プラス1,000万円、2,000万円まで入れるという仕組みになります。

下段は機構の旧契約復活の承諾の方でした、こちらは逆に旧契約の復活の際に、1,000万円から新しい契約、右下のかんぽ生命保険の契約額を引いたもの、それを計算して復活の承諾をするというものです。

右下の方はかんぽ生命保険のもので、今回通計を1,000万円に変更するという事です。左下の方は旧契約そのものですので、ここは通計300万円のままになります。

次のページは、これまで説明したものをイメージ図で表したものです。左がゆうちょ銀行の方でした、1,000万円から1,300万円に引き上げる。右側の青色の方がかんぽ生命保険で、まず今の仕組みは基本の1,000万円、4年経ちますと300万円が空きますので、そこにプラス300万円入ることができます。右側の方ですが、改正後は1,000万円につきまして、4年経ちますと1,000万円空きますので、トータル2,000万円入れるようになります。この金額のところを改正するだけで、それ以外の算定の仕組み等々につきましては、今回変更しないということです。

次の9ページ目ですが、民営化委員会のヒアリングの中でも、無利子の振替貯金で足りるのかどうかという議論がありましたので、一定の整理をしたものです。総合口座という仕組みがありまして、通常貯金が基準額を超えた場合に、無利子の振替口座に振り替えられるという仕組みがありますが、この場合、有利子の口座での貯蓄を望むような利用者の方にとっては、必ずしも目的が達成されないということにして、一番下の方にありますが、総合口座に付いている振替口座の利用だけでは、有利子の貯蓄手段を望む利用者の不便を解消するものではなかろうという形で整理しております。

10ページ目は総合口座の仕組みでして、上の方の通常貯金に入ったものが一定の基準額を超えますと、振替口座の方に移し替えられる仕組みとなっております。

11ページ目は保険の仕組みです。こちらは年齢により、先ほど通計を御説明申し上げてまいりましたが、通計の仕組みがありますのが20歳から55歳のところでして、こちらは1,000万円に、加入4年経ちますとプラス300万円。これが改正後はプラスの1,000万円ということで、トータル2,000万円になるものです。

最後のページは、今回通計の金額のところを変えるだけで、基本的にはそれ以外のものを変えないという形でして、そういったときに、念のためこれまでの制度もそのまま移行しますということをお説明させていただければと思います。

通計の金額を変えるだけですので、保険金の算定方法に倍額支払や、特例支払条項付保険というのがありまして、こちらの算定方法は特に変更しないわけですが、倍額支払と申しますのは、この倍額支払のところの支払事由ということをお覧いただきますと、不慮の事故ですとか、例えば交通事故といったもの、第三者の加害行為、特定疾病、例えばコレラにかかったといった場合、突然亡くなられてしまったような場合に2倍の額を出すというものでして、これまでですと1,000万円プラス300万円の2倍で、こういった場合には2,600万円までということですが、今度は1,000万円プラス1,000万円ですので、2倍で4,000万円ということにして、年間大体8,000件程度、死亡の事案が20万件から30万件ございますので、2～3%程度のレベルです。下の方は特例支払条項付保険等ということですが、こちらは保険の場合、第一分野の生命保険、それから、第三分野の医療保険等々の支払事由が両方にまたがっているような場合もありまして、終身保険の場合で、死亡で保険金が出るという場合以外に重度障害の場合も保険金が出るという仕組みがありますが、死亡の場合は第一分野、重度障害の場合は第三分野ということにして、この場合にどちらで限度額を管理するかということですが、今回第一分野の方の通計を変更するということにして、基本は第一分野の方で考える、1,000万円プラス300万円のところを、1,000万円

プラス1,000万円にするということですので、従来から第三分野の方では、これはカウントしないという形をとっておりますので、それをそのまま踏襲するものということです。

○渡部総括参事官

それでは、金融庁から、意見募集の概要につきまして説明いたします。

資料149-1-3を御覧ください。

意見募集につきましては、金融庁・総務省は、今年の1月26日から2月24日までの期間において、郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案の概要についての意見募集を実施してございます。

金融庁・総務省に対して寄せられた意見は、個人の方から7件、団体から17件、合計24件を頂いております。頂きました全ての意見を添付してございます。

時間も限られておりますので、幾つか代表的な意見を紹介させていただきます。

一つはゆうちょ銀行による貯金残高に係る適切な資金制御やモニタリングを求める意見。5ページの中ほどに書かれてございます。ゆうちょ銀行の貯金残高に係る目標額の変更、金利の変更等々と、同様の意見を複数いただいております。これが一つでございます。

次は、16ページの上段の方でございます。最初にポツが出ております「従いまして」以降ですが、株式完全売却までの道筋が示されていないといった意見もございました。

今度は24ページの後半でございます。下の方にNo.17と出ていますが、その直前のところの段落と、その一つ前の段落であります「つきましては、限度額引上げを4月から実施していただくほか、その額が十分ではないことから、早期に再見直しを実施していただきたく」という、早期実施と再見直しを求める意見がございました。

また、戻りまして19ページです。左側に13とあります。その一つ前の段落であります、所見では段階的な緩和の条件を挙げている。将来的に限度額の更なる引上げを検討する際には、影響を検証することが不可欠であり、少なくともそれが可能となる合理的な期間のモニタリングの結果を踏まえない限りは、検討を行うべきではないという、再検討に対して慎重にという、趣旨の意見がございました。

主な意見を紹介させていただきました。その他の意見を含めまして、全ての意見を添付させていただきます。また、頂いた意見に対してはそれぞれ、例えば所見でお示しいただいたお考えと、郵政民営化法の規定を踏まえて適切に対応していくといった趣旨の金融庁及び総務省、両者の回答として資料に含めてございます。

以上、意見募集の概要について御報告させていただきました。

○増田委員長

ありがとうございました。

最初に手続的なことをお伺いします。今の意見募集については、右側の方に回答の考え方が書いてありますが、これをホームページか何かで公開するということでしょうか。

○渡部総括参事官

本日の午後2時めどで、両省庁同時にホームページで公開することを考えております。同じ内容です。

○増田委員長

分かりました。

あと、先ほど政令の改正についての御説明があったのですが、こちらの手続的なスケジュール感みたいなものは何か、今、お話しできることは何かありますか。

○武田郵政行政部長

これは政令案でございますので、当然政府部内では内閣法制局の審査を受ける必要がございます。既に審査はもう最終局面まで、実質、私どもとしては済んでいるという認識なのですが、まだ最終的なチェックまでは至っておりません。もしあるとすれば、そこは至って技術的な観点からの修正かと思っておりますので、その点につきましては私ども行政、政府に一任いただければと思っております。

○増田委員長

ほぼこの内容で固まっていると考えていいということですね。

○武田郵政行政部長

はい。

○増田委員長

分かりました。

それでは、説明がございましたので、以降、質疑に入りたいと思います。

ただ今の御説明に対して御質問等ございましたら、どうぞお願いしたいと思います。

老川委員、どうぞ。お願いいたします。

○老川委員

御説明ありがとうございました。承った限りでは、所見の内容をほぼ正確に反映されているように受け止めました。

この先、政令にしていく場合に、特に技術的に難しい問題とか難点とか、そういうのはないと、このまま政令の文書になっていくという理解でよろしいで

しょうか。

○武田郵政行政部長

はい。

○老川委員

どうもありがとうございました。

○増田委員長

他に、委員の皆様から何かございますでしょうか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員

御説明ありがとうございます。

私たちの所見を本当に反映した政令をおまとめいただき、ありがとうございます。

6ページを拝見しますと、今までの郵政民営化の経過がありますので、実際にはかなり具体的に細かく、6、7ページのように、この仕組みを御検討いただいて、今までの経過に沿った政令にさせていただけたと思うのですが、特に御苦労された点というか、実際に私たちの所見の趣旨を反映していただく上で、8ページに図で表していただいたようなことに、結局見える化されたと思うのですが、利用者の視点に立って工夫をされた点がありましたら、せっかくの機会ですので披露していただければと思いますが、いかがですか。

○増田委員長

それでは、菱沼課長、お願いします。

○菱沼貯金保険課長

実は政令、特に貯金の方は1か所だけ1,000万円を1,300万円に変えれば済む仕組みなのですが、保険の方はこの300万円を1,000万円に変えるという箇所がかなりの数ありまして、それを一つ一つ説明をしていくという作業に、少し時間が掛かりました。基本的に、これから入る方、新しい契約について通計の限度額を300万円から1,000万円にするという観点から、きちんと一つ一つどうするかということを、内閣法制局の方に説明しつつ、これでいこうという形でやらせていただいたところでございます。

○清原委員

分かりました。

私たちとしては、本当に一所懸命考えさせていただいた所見の内容を具体的に反映していただきましたので、あとはこのことが通りましたら、郵政グループの皆様にしっかりと、お客様に向けた分かりやすい説明をお願いする段階なのかと感じました。

ありがとうございました。

○米澤委員長代理

一点よろしいですか。

今の意見と多少関わり合いますが、特にかんぽ生命保険の方は限度額を増やしたわけではなくて、通計の方なのですが、前回のマスコミ報道を見ますと、全くそのところは触れていなくて、ちょっと心配したことがやはり出ていたので、それは我々の方も含めて、少し広報の方を、まずは利用者の方に誤解がないようにということで、少し色々広報等を丁寧にしていただければいいかと思っております。以上です。

○増田委員長

よろしく願いいたします。

それでは、他に質問はよろしゅうございますか。

他に特段の御質問がないようでありますので、これにて質疑を終えたいと思っております。両省庁の皆様方、大変御苦労さまです。ありがとうございました。

(金融庁、総務省退室)

○増田委員長

今回の政令改正の内容については、昨年12月25日に取りまとめました、今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見における限度額規制に対する考え方に沿ったものと考えております。

今回の政令改正に対する当委員会の意見の案を、あらかじめ事務局において作成してもらっておりますので、今、お手元にその案をお配りしましたが、この内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○若林事務局次長

それでは、意見案の説明をいたします。

記の1を御覧ください。今般の限度額規制に関する郵政民営化法施行令の改正については、本日、金融庁、総務省から、ゆうちょ銀行については預入限度額を1,000万円から1,300万円に、かんぽ生命保険については、いわゆる通計制度により、保険金額に不算入とする金額の限度額を、300万円から1,000万円にそれぞれ引き上げるものであるとの説明がありました。

本件につきましては、先般の当委員会の所見に沿ったものでありますので、当委員会に示された内容のとおり、改正することが適当であるとしております。

次に、記の2の前段でございますが、政令の立案については金融庁、総務省が行う事項であることから、今回の限度額規制の緩和により、ゆうちょ銀行への資金シフト等の特段の問題が生じていないかを含めて、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、そして、両社の経営状況について、金融庁、総務省が継続的に確認をするとともに、その結果について当委員会に報告することを求めるとしております。

最後に記の2の後段でございますが、ゆうちょ銀行から定期的に報告を求めることとしております。これはリスクコントロールを困難とするような貯金残高の急増等が生じることのないよう、当委員会が直接定期的にゆうちょ銀行に報告を求めることにより、ゆうちょ銀行の健全経営を促すことを目的としております。

意見書の説明としましては以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

ただ今の意見の案につきまして、その記の2の最後のところ、なお書きの2行ですが、ゆうちょ銀行からどのように定期的な報告を求めるか等の具体的な進め方につきましては、今後私の方で事務局と相談して決めさせていただきたいと思います。

そのことも含めて、この意見案につきまして、何か特段御意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○増田委員長

それでは、異議なしということでありますので、本意見案を委員会の正式な意見として決定し、本日付けで金融庁長官及び総務大臣宛てにそれぞれ文書を発出いたしたいと思っております。

以上で本日の議題を終了といたします。事務局からお願いします。

○若林事務局次長

次回の郵政民営化委員会の開催につきましては、別途御連絡させていただきます。

○増田委員長

以上をもちまして、本日の郵政民営化委員会を閉会致します。なお、後ほど私の方から記者会見を行うこととしております。御苦労さまでした。